

○高圧ガス販売主任者届（一般則、液石則）

根拠法令

- ・法第28条第3項
- 一般則第74条
液石則第72条

適用

- ・販売主任者を選任又は解任した場合
※販売事業を廃止し、廃止届を提出した場合は、解任届の提出は不要

必要書類

1. 高圧ガス販売主任者届書（一般則様式第35、液石則様式第34）
2. 販売主任者の経歴書〔選任に係るもののみ〕（参考様式）
3. 資格免状の写し（選任に係るもののみ）
4. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）

<留意事項>

（ガスの指定）

一般則第72条第1項

液石則第70条第1項

（選任区分）

一般則第72条第2項

液石則第70条第2項・第3項